



豊岡市危険空家除却支援事業 補助金の創設について



豊岡市危険空家除却支援事業補助金の創設について

【補助事業の概要】

1 補助対象となる空家

次に掲げる要件のすべてに該当する空家

- (1) 市内に存する空家で、主として居住の用に供されていたもの。
- (2) 危険空家判定基準により判定を行い、評点が75点以上のもの。
- (3) 周囲に危険がおよぶ可能性がある空家で、周辺危険度判定基準を満たしているもの。

2 補助対象者

空家の所有者、その相続人又はこれに代わる者として市長が認める者であって、次に掲げる要件を全て満たしている者

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 所有者が法人でないこと。
- (3) 豊岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。



豊岡市危険空家除却支援事業補助金の創設について

3 補助金

除却に要する経費（家財、機械、車両等の動産に要する費用を除く。）の
1 / 6 以内とし、1 件当たり333,000円を上限とする。

4 事業期間

2024年度から2028年度までの5年間とする。

5 その他要件および遵守事項

- (1) 補助対象者の他に当該空家の所有権その他の権利を有する者があるときは、
当該空家の除却について、そのすべての者から同意を得ていなければならない。
- (2) 他の公的補助制度を利用していないこと。
- (3) 同一申請者からの補助金の交付申請は、同一年度において1回とする。
- (4) 補助金の交付申請をしようとする者は、補助対象となる空家かどうか事前審査を受けなければならない。